

## 催し広場使用時の注意事項

舞台設備は工事現場の仮設機材と同じとお考えください。

常に危険を伴う可能性がありますのでセンター職員の指示に従っていただきます。

吊りものなど頭上にも危険なものが存在しますので、搬入・搬出時は特に注意してください。

(図面はHP上でもダウンロードできます。)

- 
- 搬入口（シャッター）の開閉は基本的にセンター職員が行います。搬入・搬出時は申し出てください。
  - 搬入口寸法  
外（公園側ガラス戸）高さ 2.9m(約9尺) × 幅 3.1m  
内（催し広場大扉）高さ 2.9m(約9尺) × 幅 3.2m
  - 床面および、せり上への釘打ちは禁止します。
  - 舞台上では**布ガムテープ**、**養生テープ**、**ビニールテープ**（電気絶縁用ポリ塩化ビニル粘着テープ）以外の使用は禁止します。  
紙製ガムテープは使用できません。
  - 備品および設備への貼り紙などは原則的に禁止します。演出の都合上どうしても必要な場合は、事前に職員にご相談いただき、撤収時粘着材を残さずきれいにはずせるように養生して掲示するなど、充分に気をつけて掲示してください。
  - 平台を使用する場合、組立、撤収は主催者側でお願いします。なお、組み終わった時点で職員に安全の確認を受けてください。
  - バックパネルは基本的にセンター職員が組み立てます。
  - ピアノをご利用の場合、上演中の舞台転換は基本的に主催者側で行っていただきます。  
センターの用意する手袋を必ず着用し、静かに移動させてください。
  - ピアノの調律は、利用時間内に行ってください。
  - 操作盤の運転操作は、センター職員またはセンター職員の認めたものとします。無断操作、未経験者の操作は厳禁とします。
  - 演出の都合上、誘導灯を消灯する場合は、事前にセンターへ申し出ていただき、当日場内放送で観客へ注意を促す必要があります。（会場に規定の放送原稿が用意されています。）
  - 演出の都合上、裸火または煙、スモークマシン等を使用する場合は、所轄の消防署（岐阜中消防署）に申請書を提出し、許可書の写しを添付して使用日までに文化センターの承認を受けてください。また、**クラッカーを含む火薬が使用されているものも申請が必要です。**
  - 講演会、式典、大会等センタースタッフで音響、照明を担当する場合、仕込み・合わせ時間を1時間、終了後の片付け時間を1時間ほどスケジュールに組み込んでください。

- カラオケ、コンサート、演劇、舞踊等（有料公演を含む）照明・音響操作が必要な場合は主催者側で専門業者に依頼してください。その際に発生する料金は主催者側のご負担となります。（依頼先がわからない場合は、お申し出いただければご紹介いたします。）